

職 発 1204 第 4 号
令和元年 12 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する
法律の公布について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律
(令和元年法律第 64 号。以下「法」という。)については、令和元年 6 月 21
日に第 198 回国会に法律案が提出され、第 200 回国会において、令和元年 11
月 27 日に可決成立し、本日公布されたところであり、公布の日から起算して
6 月を経過した日(令和 2 年 6 月 4 日)から施行される。

法は、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保
及びその活躍を推進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、下
記第 6 の 2 の「労働者派遣法の特例」を含む特定地域づくり事業協同組合の認
定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることをその内
容とするものであり、その主たる内容は下記のとおりである。

法の施行のために必要な関係省令の整備については、今後行うこととしてい
る。また、法の施行に当たり、運用上の留意事項その他の円滑な施行のために
必要と考えられる事項については、別途通知する予定である。

貴職におかれては、法の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行につい
て遺漏のなきよう万全を期されたい。

なお、別途、各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各
指定都市議会議長宛てに、本日付け総行地第 111 号、厚生労働省発職 1204 第
1 号「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法
律の公布について(通知)」が発出されていることを申し添える。

記

第1 目的等

法は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とすること。(第1条関係)

「地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいうこと。(第2条第1項関係)

「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいうこと。(第2条第2項関係)

「特定地域づくり事業協同組合」とは、第2の1(1)の認定を受けた事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)をいうこと。(第2条第3項関係)

「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う第3の1及び2の事業をいうこと。(第2条第4項関係)

第2 特定地域づくり事業協同組合

1 認定

(1) 地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合が(2)アからエまでに掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができること。(第3条第1項関係)

(2) 都道府県知事は、認定の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。こと。(第3条第3項関係)

ア その地区が次のいずれにも該当すること。

(ア) 一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。

(イ) その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支

援を行うことが必要であると認められる地区であること。

イ その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。

(ア) その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。

(イ) 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。

ウ その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

エ その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。）及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められること。

(3) 都道府県知事は、認定の申請をした事業協同組合が第6の2(1)による労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、当該事業協同組合が(2)ウの基準に適合するかどうかを判断するに当たって、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第7条第1項第2号から第4号までに掲げる基準を参酌するものとする。こと。（第3条第4項関係）

(4) 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならないこと。（第3条第5項関係）

2 認定の有効期間及びその更新

(1) 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して10年とすること。（第6条第1項関係）

(2) 認定の有効期間の満了後引き続き特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならないこと。（第6条第2項関係）

3 認定等の条件

認定、変更の認定及び有効期間の更新には、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付し、及びこれを変更することができること。(第7条第1項関係)

4 廃止の届出

特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。(第8条関係)

5 認定の失効等

(1) 特定地域づくり事業協同組合について、認定の有効期間が経過したとき、特定地域づくり事業の廃止の届出があったとき等は、認定は、その効力を失うこと。(第9条第1項関係)

(2) 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が、偽りその他不正の手段により認定、変更の認定又は有効期間の更新を受けたとき等に該当するときは、認定を取り消すことができること。(第9条第2項関係)

第3 特定地域づくり事業

1 特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行うこと。(第10条第1項関係)

2 特定地域づくり事業協同組合は、1の事業のほか、中小企業等協同組合法第9条の2第1項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができること。(第10条第2項関係)

第4 監督

1 事業計画等

(1) 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、特定地域づくり事業に関し事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこと。(第11条第1項関係)

(2) 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこと。(第11条第2項関係)

2 報告徴収及び立入検査

都道府県知事は、法の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。(第12条関係)

3 適合命令及び改善命令

(1) 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が、認定基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができること。(第13条第1項関係)

(2) 都道府県知事は、(1)のほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関し法の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができること。(第13条第2項関係)

4 事業停止命令

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が認定の失効事由に該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができること。(第14条関係)

第5 国及び地方公共団体の援助等

1 国及び地方公共団体の援助

(1) 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。こと。(第15条第1項関係)

(2) 国は、都道府県に対し、特定地域づくり事業協同組合の認定及び監督に係る事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。こと。(第15条第2項関係)

(3) 都道府県は、市町村に対し、特定地域づくり事業の適正な運営を確保するための事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。こと。(第15条第3項関係)

2 財政上の措置等

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする事。
(第16条関係)

第6 補則

1 地方公務員の特定地域づくり事業への従事

一般職の地方公務員は、特定地域づくり事業に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないうで、特定地域づくり事業に従事することができるものとする事。
(第17条関係)

2 労働者派遣法の特例

- (1) 特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣法第5条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、特定地域づくり事業として、その雇用する職員(期間を定めないうで雇用する職員に限る。)のみを対象として労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行うことができる事。(第18条第1項関係)
- (2) (1)による労働者派遣事業に対する労働者派遣法の適用に関し、必要な適用除外規定及び読替規定を置く事。(第18条第2項関係)
- (3) 特定地域づくり事業協同組合は、法及び労働者派遣法その他の労働に関する法令を遵守するとともに、(1)による労働者派遣事業の適正な実施に努めなければならない事。(第18条第3項関係)
- (4) 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合が法令を遵守し及び(1)による労働者派遣事業を適正に実施するために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする事。(第18条第4項関係)

3 区域外派遣の禁止

特定地域づくり事業協同組合は、2(1)による労働者派遣事業に関し、職員を当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域外の事業所に派遣してはならない事。(第19条関係)

4 権限の委任

2の厚生労働大臣の権限は、その一部を都道府県労働局長に委任することができる事。(第20条関係)

第7 その他

1 雑則

- (1) 地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援

国は、地方公共団体が行う移住及び定住の促進、地域における子育て環境等の生活環境の整備その他の特定地域づくり事業を担う地域づくり人材の活躍の推進に資する取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。こと。(第21条関係)

(2) 啓発活動

国及び地方公共団体は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。こと。(第22条関係)

(3) その他

経過措置及び総務省令への委任について、所要の規定を設けること。(第23条及び第24条関係)

2 罰則

不正の手段により認定を受けたこと、適合命令等に違反したこと、立入検査を拒否したこと等に対して所要の罰則を設けること。(第25条から第28条まで関係)

3 施行期日

法は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。(附則第1条関係)

4 検討

国は、法の施行後5年を目途として、法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。(附則第2条関係)